



共同募金はこのようにして使われています。

利用者送迎のためのリフト付車両に



▲購入した車両を前にて。

社会福祉法人 輝翔福祉会 身体障害者小規模通所授産施設「ぴゅあ」

当施設が保有する車両では利用者全員の送迎は難しく、他施設の車を借用したり、職員の自家用車で対応していました。今回の配分のおかげで送迎の問題を解消することができ、活動範囲の拡大や社会参加の機会がますます充実していくものと思います。役職員、利用者一同心より感謝しています。ありがとうございます。

(配分金額250万円)

地域福祉計画策定を学ぶ研修会の開催に

沖縄地域福祉学会

県内の市町村行政による地域福祉計画の策定が進展していない中、住民参加による計画策定について研修・講習会を開催しました。社協や大学などの参加を得て、子育て支援や青少年健全育成、障害者や高齢者の支援などについての活動計画策定について学びました。この成果を今後、広く啓発していきたいです。

(配分金額20万円)



▲波名喜村では、研修の一環として高齢者との交流会にも参加した。

シリーズ 活動最前線

芭蕉の会新聞リーディングサービス

声の新聞 届けて21年



▲芭蕉の会には1日約10件の電話が寄せられる。(那覇市小祿の同会事務所にて)

「芭蕉の会新聞リーディングサービス」(岡本季子会長・那覇市)では、電話による新聞代読サービスを行い、利用者から大変喜ばれている。これは、主に視覚障害者の方々を対象に、電話で要望を受け付け、その日の新聞記事を代読するというもの。新聞は県内外の各紙を取り揃え、社説や投書欄、プロ野球の結果など幅広いリクエストが寄せられる。

活動は月曜日から金曜日の午前11時から午後2時までで、毎日2名のボランティアが対応している。時間外でも電話を通じて録音テープに吹き込まれた当日の記事の内容を聞くこと

ができる。

一方的な代読だけではなく、ボランティアが直接電話で対応するため、自然と利用者と会話が生まれ、コミュニケーションの場としての役割も果たしている。これが利用者からとても好評で「心のよりどころ」となっているほか、ボランティアの「やりがい」にもつながっている。

活動について岡本さんは「顔が見えない分、心を込めて読むことを心がけています。利用者の方や会員の皆さんと一緒させていただくことで、勉強になることも多いです。」と語る。

芭蕉の会は昭和60年に、当時の電電公社の奥様モニターOGと市民ボランティアで結成され、以来21年間「声の新聞」を届けてきた。その間、会員の入れ替わりもあるものの、「皆が会長」との意識でお互いをサポートし合い、また、NTTをはじめ多くの関係者の支えもあって、連綿と活動を受け継いできている。

現在、会員は28名。月に2〜3回の割合で電話の前に座る。5年前から会へ参加する知念明子さんは「負担になり過ぎないように役割を分担しています。もっと多くの人に活動に協力してもらいたいです。」と参加を呼び掛ける。

リーディングサービスのご利用お問い合わせは、
電話(098)8584444まで。

長野県・宮崎県・鹿児島県 集中豪雨災害義援金

去る7月15日からの梅雨前線に伴う集中豪雨により発生しました「長野県・宮崎県・鹿児島県集中豪雨」に伴う災害に対しまして、本会より災害義援金募集をお願いしたところ、沢山のご協力をいただきました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、災害地の災害状況を考慮して下記のとおり送金いたしました。また、被災地の共同募金会を通して被災者へ配分されることになっておりますので、ご報告とお礼を申し上げます。

災害義援金のご協力ありがとうございました

沖縄県共同募金会取扱額
133件 2,961,125円
送付先及び送金額
・長野県共同募金会…………… 700,000円
・宮崎県共同募金会…………… 800,000円
・鹿児島県共同募金会………… 1,461,125円

平成18年6月長雨土砂災害被害 (中城村・那覇市)

去る6月の梅雨前線に伴う長雨により、中城村及び那覇市を中心として発生しました「平成18年6月長雨土砂災害被害」に対しまして、皆様のご協力と温かい激励をいただきありがとうございました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、沖縄県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、沖縄県社会福祉協議会、報道関係他で構成されます沖縄県6月長雨土砂災害配分委員会で決定し、被災者の方々にお届けいたしますので、ご報告とお礼を申し上げます。

沖縄県共同募金会義援金受付額
69件 6,295,766円

福祉施設経営相談

(労務管理編)

Q&A

監修▼福祉施設経営相談 支援事業専門相談員 社会保険労務士 江尻育弘

Q ある職員が、新興宗教に入信しているのですが、他の職員をしつこく勧誘し、苦情が出ています。この勧誘行為を抑えるよう注意することはできますか。

A 職員には、個人として宗教の自由があります。しかし、使用者には職場内の秩序を維持する権限がありますので、施設内での宗教活動を認める義務はありません。判例として、政治活動に関するものがあります(電電公社目黒電報電話局事件・最三小判 昭和52年12月13日)。

この判例によると、職場内の政治活動は従業員相互間の政治的対立ないし抗争を生じさせる恐れがある、

または、休憩時間中に行われる場合であっても、他の従業員の休憩時間の自由利用を妨げる恐れがあるなど、企業秩序を乱す恐れがあるとして、許可制とすることには合理性があるとしています。また、それを受けて、実質的に事業場内の秩序風紀を乱す恐れがあるならば、職場内で政治活動を行った従業員に対する戒告処分を有効としています。

今回の質問のケースは宗教の勧誘行為についてですが、職員からの苦情が出ているという事実があり、上記の判例が類推解釈できるのではないかと思います。ただし、違反事項が実際に企業秩序を乱す恐れがないと認められるなら、懲戒処分は懲戒権の濫用となる可能性もあることに注意が必要です。



県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営に関する相談を受けています。

名経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会 経営支援室

電話098(887)2037(直通)
FAX098(887)2043(直通)